

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 23 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

提出者

住所 山口市旭通り二丁目9番19号
山口建設株式会社

氏名 代表取締役 砂川 泰一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 083-941-3553

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山口建設株式会社
事業場の所在地	(山口市旭通り2丁目9番19号) 山口市大内御堀3954番地
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	別紙の通り。
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	(これまでに実施した取組) 別紙2の通り。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	(今後実施する予定の取組) 別紙2の通り。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3,197.0t	t
	（これまでに実施した取組） 事業所に搬入された鉄筋コンクリート塊については、磁選別によってコンクリート塊と鉄筋くずに分別している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	6,400.0t	t
	（今後実施する予定の取組） 磁選別をより徹底する事により、鉄くずの分別を図る。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00t	t
（これまでに実施した取組） 解体工事によって生じる産業廃棄物については、木くず・廃プラスチック等が混在して処理されないよう、解体現場における分別を徹底するとともに、さらに搬入後にも混入物がないように分別を行う。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00t	t
（今後実施する予定の取組） 木くずについては、再生可能なものは、再生処理を行う業者への委託し、リサイクル率の上昇を図ることを念頭においた処理委託を行う。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	再生利用業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	(これまでに実施した取組) 別紙2の通り。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	再生利用業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2の通り。	別紙2の通り。
	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	山口建設株式会社	所在地(市町名)	山口市	事業の種類	建設業
------------	----------	----------	-----	-------	-----

(単位:トン)

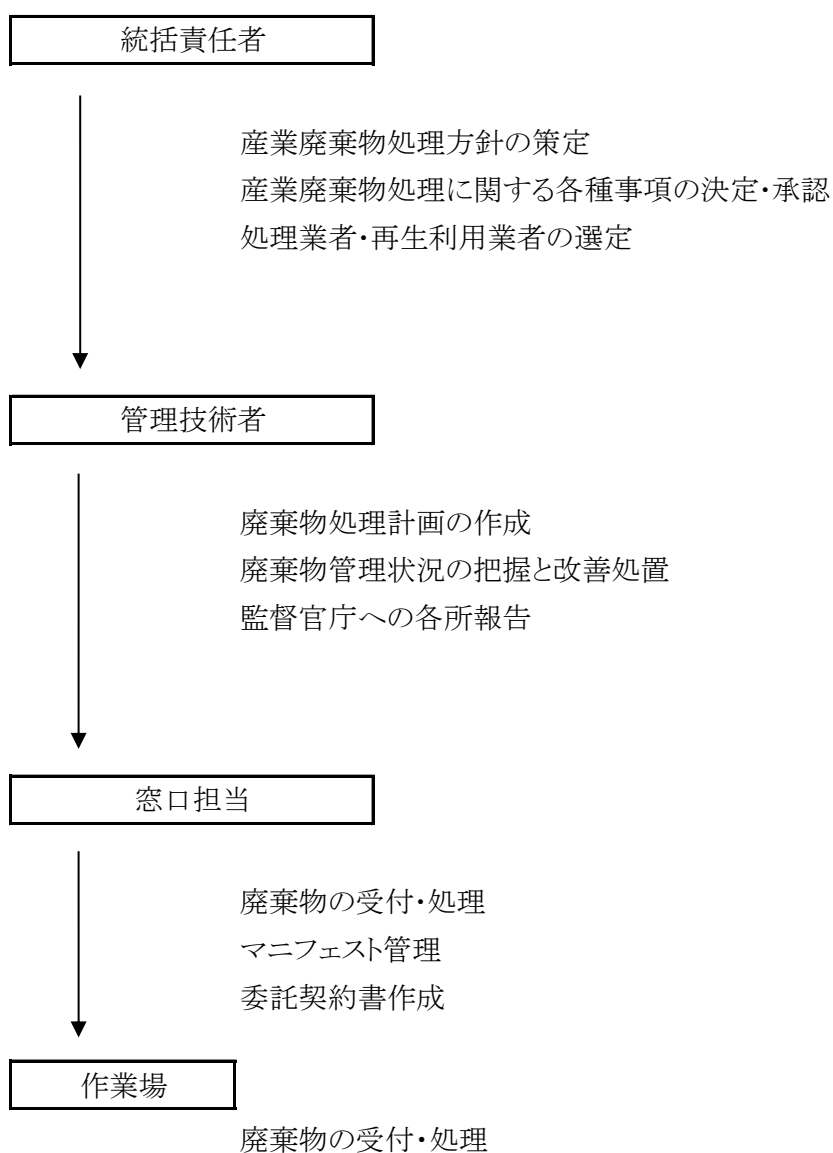
区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	1,697.2435	1,698.0000									1,697.2435	1,698.0000								
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	68.9150	70.0000									68.9150	70.0000								
	紙くず	4.5000	5.0000									4.5000	5.0000								
	木くず	242.6500	200.0000									242.6500	200.0000								
	繊維くず	0.8640	1.0000									0.8640	1.0000								
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	348.1120	350.0000									348.1120	350.0000			330.7100	330.0000				
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	59.5000	60.0000									59.5000	60.0000									
鋸さい																					
がれき類	7,592.7960	7,600.0000	7,395.8000	7,400.0000							196.9960	200.0000			151.3960	150.0000					
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
13号産業物																					
計 (A)		10,014.5805	9,984.0000	7,395.8000	7,400.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	2,618.7805	2,584.0000	0.0000	0.0000	482.1060	480.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

総合計
68.915
0
0
348.112
129.4
59.5
0
0
6,490.0
282.4
657
8
4
0
0
151.396
1,697.2435
242.65
0
0
0
0
4.5
0.864
1.2
0
0
0.182
0
0

1) 事業概要

社名	山口建設株式会社
代表者職氏名	代表取締役 砂川 泰一
業種	建設業
資本金	4,800万円
従業員数	49名
元請完成工事高	¥2,000,000 千円
廃棄物発生フロー図	別添のとおり
連絡先	083-941-3553

2) 管理組織(廃棄物処理に関する管理組織図)



計画期間

令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日の1年間

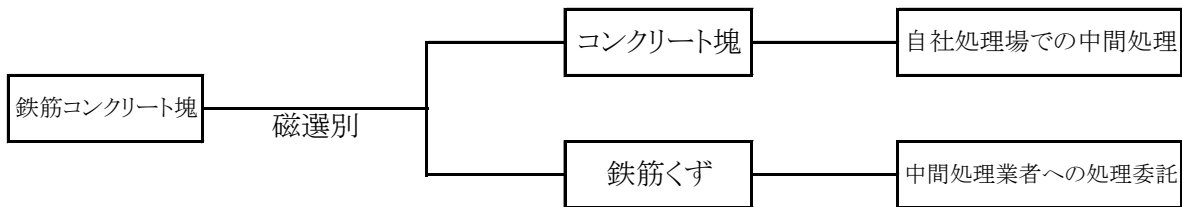
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

解体工事現場等で発生する木くずについては、事業所内焼却施設にて焼却処理している。
木くずの焼却によって生ずる焼却灰については処理業者に委託する。

産業廃棄物の分別に関する事項

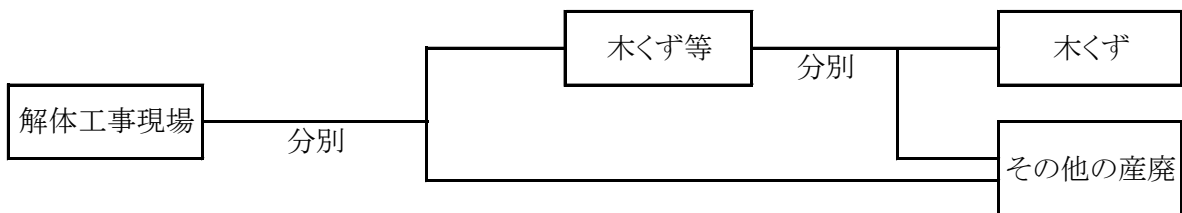
1. 鉄筋コンクリート塊

事業所に搬入された鉄筋コンクリート塊については、磁選別によってコンクリート塊と鉄筋くずに分別している。磁選別を徹底する事により、鉄くずのリサイクル率を上げる。



2. 木くず等

解体工事によって生じる産業廃棄物については、木くず・廃プラスチック等が混在して処理されないよう、解体現場における分別を徹底するとともに、さらに搬入後にも混入物がないように分別を行う。



産業廃棄物の再生利用に関する事項

1. がれき類(アスファルト塊・コンクリート塊)

がれき類については中間処理(破碎)し、再生材として主に自社工事に供給している。

2. 木くず

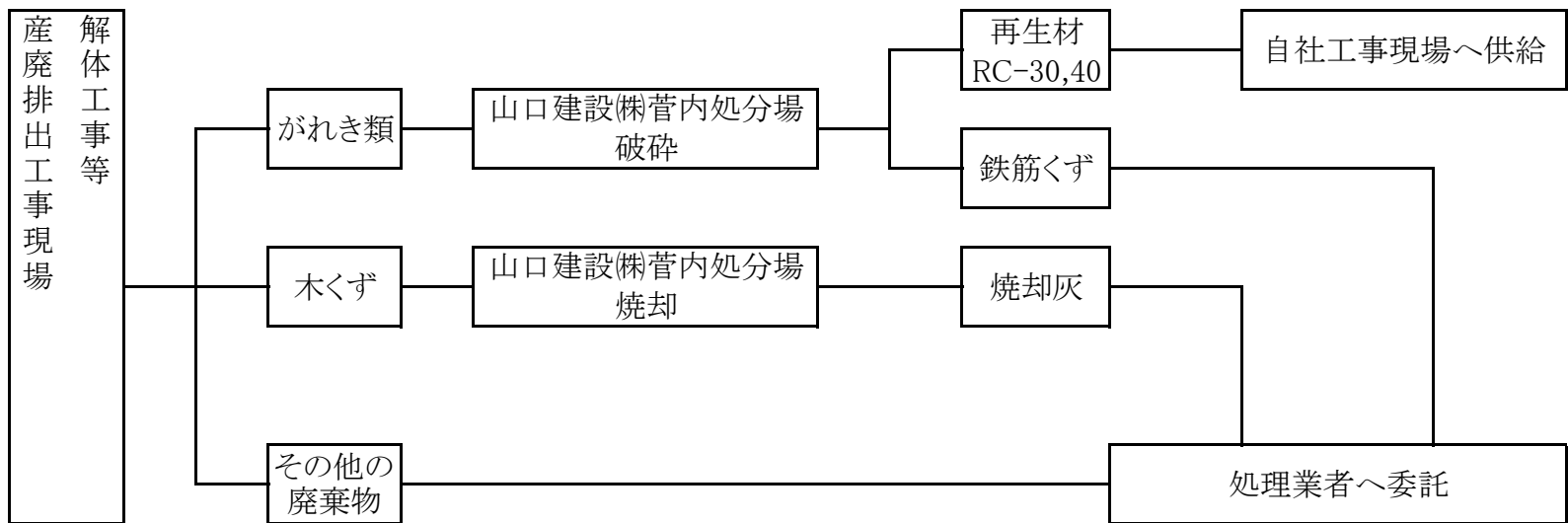
木くずについては、再生可能なものは、再生処理を行う業者への委託し、リサイクル率の上昇を図ることを念頭においた処理委託を行う。

3. その他

自社処分許可外品目については、現在最終処分業者へ委託している産業廃棄物品目についても、再生処理を行う業者への委託への切り替えを検討し、リサイクル率の上昇を図ることを念頭においた処理委託を行う。

産業廃棄物の処理に関する事項

当面の間は埋立最終処分については、処分量を減量させ、リサイクルを中心とした処理を行う。



産廃フロー図